

令和7年度 第1回生物多様性たからづか戦略策定委員会

日時 令和7年5月30日 15:30~17:30

場所 宝塚市役所3階 3A会議室

出席委員 遠藤委員、栃本委員、今住委員

事務局 環境部長、環境部次長、環境エネルギー課長、環境エネルギー課係長、
環境エネルギー課事務職員

1. 開会

会議の成立	委員3名中3名出席。審議会規則第6条第2項の規定により本会成立。
会議の公開	本市の審議会等の運営に関する指針に基づき、原則公開することとしているが、傍聴者はなし。
議事録の公表	概要版を公開すること、委員の氏名は記載しないこととする。
資料の確認	事務局より添付資料の説明を行った。
議題	(1) 前回（令和6年度第3回）策定委員会でのご意見について (2) スポット調査結果修正案の確認 (3) 第3章以降について（基本理念・行動方針等について） (4) その他

2. 議事

議題1 (1) 前回（令和6年度第3回）策定委員会でのご意見について

委員長	最初に議題1の、前回（令和6年度第3回）策定委員会でのご意見について説明をお願いします。
事務局	前回の委員会で、御指摘や御意見いただいたものを、対応管理表（資料1-1）にまとめた。内容欄に指摘・意見を記載し、対応欄にそれに対する対応内容を記載した。対応済みの物に関しては、対応確認日欄に日付を入れている。ここに日付が入っていないものが、まだ対応が完了していない部分である。 例えば、『番号2 スポット調査結果・分析等を戦略本文中にも記載できないのか』については、委託事業者とも調整した上で、今の改定案を、資料3-1の52ページ以降の市域の課題に、このスポット調査の結果を踏まえて課題等を書くことを考えている。なお、今年度の計画策定支援業務委託については、昨年度の基礎調査業務委託契約事業者と引き続き契約を締結した。 『番号3 「生物多様性の基盤としての地形である」といった表現を追加できないか』については、一部追記したけれども、後で地域ごとの課題のところで、

	生物多様性の観点からの記述を書けないか検討しているところである。 このように対応管理表（資料１－１）を作成している。内容欄のニュアンスが違ふ若しくはもう少し内容を膨らませてほしい等の、御意見があればお聞かせいただきたい。
委員長	全般的に、対応できていない箇所が相当多く、進捗状況が少し不安であるが、この点について説明をお願いしたい。
事務局	新たに策定支援業務委託契約締結に関し、一定の時間を要したことにより、年末年始を挟んだ期間の作業の進捗が遅くなっていたが、契約締結後、委託事業者との打ち合わせを実施し、いただいた御意見を共有し、それらに対する対応に関して市と調整しているので、次回の委員会開催前に、修正案を作成し、報告させていただく予定である。
委員長	委員会で指摘された内容については共有されているということなので、修正案が出てくるのを待ちたいと思う。 資料１－１について、気になった点があれば、御意見をお願いしたい。
委員	現段階では特に意見はない。これからの対応待ちで良い。
委員長	他にご意見がなければ、『番号１０』について確認したい。 前回の委員会で委員から「保安林はＯＥＣＭに入らない」とのご意見があり、表２．１－３（自然環境の保全に係る区域等の指定状況）から保安林は除いたとあるが、あの表自体はイコールＯＥＣＭというわけでもないと思うが、保安林を記載するのはそぐわないのか。
委員	特にそぐわないこともないかもしれない。
委員長	現行の生物多様性たからづか戦略には、「保安林」は記載されている。役割は防災に関係することである。保安林としてあることが、生態系によって防災・減災につながると考えれば、記載しても問題ないと思うが、いかがか。
委員	同意する。例えば伐採する際に許可・手続が必要になってくる場所なので、森林の保全という点では意味がある。
委員	ただ、放置林なので伐採に関しては、ほとんど規制されていない状況である。私は正式に手続きを取り、許可を得た上で伐採している。 私有地の雑木林（保安林）に関しては、許可なく伐採しても指摘をされていないが、植林された場所は、許可申請を出して再植樹というのが絶対原則である。
委員長	放置されている保安林は多いのか。
委員	ほとんどが放置林である。
委員	まとめとして、ＯＥＣＭに絡めて、保護区域の指定状況を示す場合は、外した方が良いと思うし、また、市域の概況として保安林がどのくらいあってという意味で保全状況を示すのであれば、入れても良いと考える。
委員長	放置林であっても、保安林を伐採する時は、許可が必要である。また、

	生態系の保全・再生を通じて防災・減災や生物多様性を含めた地域の課題を複合的に解決しようとする「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」という考え方あり、防災や減災にも重要な働きがあるという点から、保安林の記載は残しておいても良いと考える。
事務局	前回の委員会で、保安林は保護区域ではないというご意見があったので、表からは省いたが、やはり載せた方がよろしいか。
委員	この表には「武庫川」も入っているし、「保安林」を入れることは問題ないと思う。別途、現状の保護区域としての面積割合を載せて、その内訳を示せば良い。
委員長	資料３－２（現行-改定案比較_理念、目標、行動方針等）の【改定案】に「30 by 30」や「自然共生サイト」が載っているので、そちらに面積等を記載するのであれば、こちら（資料３－１ 23ページ 表2. 1－3）は全てがOECMや、30 by 30につながるという意味ではないと思ったので、それなら記載があっても良いと考えた。
事務局	承知した。
委員長	『番号９ 保護区域が市全体の何％を占めるの』の対応として「宝塚新都市県有環境林」を含めると18. 6％、含めない場合は8. 3％と記載がある。県有環境林というのは、西谷のところで、かなり広い面積を占めており、ほぼは環境林ということにはなっている。ここは含めていいものなのか疑問である。
事務局	ここについて、数値は調べたが、載せ方については相談させていただきたいと考えていた。
委員	ここは、ほぼ放置林である。県の動きによって変わってくる。
委員	保護区域の面積としては当然含まれないが、もし県が取組をして、そこがOECMの認定を受けられれば、それが加わるということになる。
委員長	現状ではそこは含めない方が良いということか。
委員	含められない。
委員長	8. 3％というのは、保護区として認められる面積が全て入っていると考えて間違いないか。
事務局	間違いない。
委員	思ったより少ない。
事務局	資料３－１（第２章までの案）には、保護区域が市全体に占める割合を記載していないが、本文でも表現していくべきであるか。
委員長	記載する方が良い。記載する場所は、今後の議題となる「30 by 30」の項目で書く方が良いと考える。
事務局	承知した。

委員	将来的には30by30についても、カーボンクレジットのように、各市町に割り当てることはあり得るだろうか。
委員長	そこまでは考えていないと思う。
委員	そんな話はないと思うが、あっても良いのかもしれない。例えば大阪市のようにどうしようもないところもあると思うので、そこが宝塚市の生物多様性保全に貢献してますみたいな話はあっても良いと思う。
委員長	市としては目標として30%を目指すという姿勢は良いと考える。
委員	環境省のホームページに自然共生サイト関連のページがあって、そこに『生物多様性「見える化」マップ』として、3つの枠があり、1つ目が「生物多様性マップ」である。2つ目が「自治体毎の保全状況・目標を見る（準備中）」となっている。ここに何が入ってくるのか注目している。（参考：3つ目「生物分布・生物種リストを見る（準備中）」）
委員長	他はよろしいか。 資料3-1の23ページ 表2. 1-3に、自然共生サイトは入れなくて良いのか。現在、市内に1箇所あるので、それを入れるのはいかがか。
委員	コラム欄にも記載しているので、この表にも載せても良い。
事務局	承知した。委託事業者とも相談しながら、この表に自然共生サイトを追記して、保安林については一度削除したが、再度載せる形で作成し、お示しさせていただく。
委員長	よろしく願います。
事務局	（別会議終了後、部長出席） 前の会議が長引いたため、途中からの出席となり、申し訳ない。 生物多様性の戦略について、委員の皆さまから御意見いただいているとおり、市役所内外において実効性のある計画にすることを認識し、庁内に向けては、環境推進調整会議（次長級の会議）で、生物多様性の戦略を策定していることや、そのポイントを説明する等、今後も委員会の御意見を反映した形で進めていきたいと考えている。
委員長	庁内の連絡は非常に大事なので、よろしく願います。 議題（2）「スポット調査結果修正案の確認」について、説明をお願いします。

議題1（2）スポット調査結果修正案の確認について

事務局	資料2-1が結果の概要、2-2が評価の集計、2-3が課題の整理、2-4がスポット調査の一覧である。 資料2-1のとおり、スポット調査は、第1回2000年、第2回2012年及び第3回は2018年から2024年の7年間（2020年はコロナのため中止のため実質6年間）、実施した。2024年度は32件実施し、129件
-----	--

	終了した。
	今回の調査で、個票に誤りがあったので、修正をした。No.9 4 シロバナマンテマは、動物の欄にあったが、こちらは植物に修正した。No.1 0 2 のジンタングモは、シロカネイソウロウグモというのが正式名称に修正した。委員に提供いただいた写真を見て、「仁丹蜘蛛」と呼ばれる意味がよく分かった。
委員	珍しいものではない。
委員	通称名は、そういう意味なのかもしれないが、正確にはわからない。
事務局	資料の名称は、正式名に修正をした。
	資料2－1から2－4まで、全て2024年度分の調査結果を入れた。
	資料2－2の「表2. 2018-24年に調査されたスポットの保全の現況評価（合計得点にもとづいたランク別）」は、前回調査（2011年、2012年度調査分）に対しての評価であり、No.136から140の5件については、前は調査がなく、比較対象がないので「評価なし」とした。内訳は、B評価が2件、D評価が3件である。
	資料2－2の「表3. 貴重な小生態系（スポット）の全数、2018-2024年の調査数および劣化・消失・変質の要因」も、前回分との比較なので、前は調査がなかった5件は、前回調査無スポット数として上げた。いずれも「孤立二次林」である。
	資料2－3の、2024年度の合計得点によるランクは、A評価が1、B評価が9で、このうち前回の評価がないのが2件、C評価が12、D評価が8で、うち前回の評価がないのが3件、ランク外が2件（No.91、No.112）となった。
	資料2－4は、地形評価を前回評価と同じとなる様に調整（修正）した。地形評価点を調整したスポットの合計点は、No.66は10、No.111は7、No.112は6となった。点数は変わったが、評価（A B C D）の修正はなかった。この内容で問題なければ、生物多様性戦略の表に反映させる。説明は以上である。
委員長	6年がかりのスポット調査が終わり、129か所の調査結果が揃った。お気づきの点等、御意見をお願いしたい。
	資料2－2（1）の表1の、2011年ランクがD評価で、2018年－24年合計によって修正されたランクの評価がBとなったスポットが2、Dが3となっている。2011年ランクのDは、「情報がない」ものを指し、2018から24年度調査のDは、「最低ランク（点数が5点から6点のもの）」を指しているの、意味が違う。あたかもランクがDからBに昇格したように受け取られてしまうので、このDというのは、ここでいう「情報不足」に変えた方がよいと考える。
事務局	このDは、表2. 2018-24年に調査されたスポットの保全の現況評価では「評

	価なし」としているのです、そのように変更する。
委員	資料２－４の地点番号１８の現存植生欄の記載について、２０００年・２０１１年は「シロイヌノヒゲイトイヌノハナヒゲ群落」だが、２０２４年は「コナラーアカマツ群集」となっている。これは、「シロイヌノヒゲイトイヌノハナヒゲ群落」のままにしておいた方が良い。
委員	西谷の森公園内の戸山湿地と命名して管理されている。
事務局	承知した。
委員	資料２－４の地点番号６６（桃堂湿原）の評価は「Ｂ」で現況は「おおむね維持」となっているが、特記に「松枯れや倒木によって湿地の状態は悪い。今後、この状況が続くと貴重な湿原が消失するかもしれない」と書かれている。ここは、県のデータブックでも選ばれていて、５年前ぐらいに一度見に行ったが、かなり動物による踏み荒らしも激しく、状態が非常に悪くなっていると感じた。
	評価をねじ曲げるつもりはないが、劣化していることを、しっかり受け止めたほうが、今後の戦略に繋がると考える。
	兵庫県版レッドリスト（植物・植物群落）では、２０２０年版でＡランクからＢランクに落としている。
委員	集中豪雨の影響で地形が崩れ、深く掘れた水路ができてしまい、そこから乾燥化が進んでいる。ただ、ハッチョウトンボはまだ多く確認されているので、適切に手を入れれば、回復の可能性はあると思う。
委員	かなり奥まった場所にあるので、対応が難しく、この１０年くらいで、環境は本当に悪くなっている。
委員長	環境を維持するためには、手を入れる必要がある。
	評価を「維持」とすると、何もしなくても問題ないと誤解されかねない。評価については、考える必要がある。点数による評価だけでなく、現場の状況や質的な変化を捉える定性的な評価も重要だと考える。その考え方が評価に反映されるべきと考える。
委員	管理不足の池についても、評価は「維持」となっている。これらについても、埋め立ていく方向に進んでいるので、いずれ消失してしまう可能性がある。
委員	資料２－２（１）表３は、生物多様性の変化を色々な危機と絡め合わせて整理した結果をしっかりと反映してほしい。管理不足のスポットについて、すぐに対策をとることは難しく、今後、県と一緒に考えていく必要があると考える。
委員	戦略と言いながらも、具体的な対策を講じる段階ではなく、意識することにとどまっている点に限界を感じる。
	今後は、最終的にどのような施策が必要なのか、何を実行すべきかを明確に持つ必要がある。森林環境譲与税の活用も検討すべきではないか。

委員長	ため池や湿原などの生態系は、周りを伐採する等、人の手が入らないと維持できない。 評価を「劣化」とした場合は、人の手が入るなどの仕組みもないことも、問題と考える。 ため池や湿原などの生態系は、例えば周囲の伐採など、人の手が入らなければ維持が困難な場合がある。そのような場所を「劣化」と評価した場合に、人の手が入る仕組みがないこと自体が問題であると考ええる。
委員	行政が啓発することで、「環境維持のために、自分たちで何とかしよう」と考え、実際に行動に移してくれる市民が出てくるのが理想であり、最も望ましい形である。
委員長	施策として何を進めていくかを整理するためには、戦略が必要であり、その戦略を支える根拠として、信頼性のあるデータが重要となる。これまで、「維持」や「劣化」といった評価は点数で一律に判断していたが、それでは捉えきれない要素もあると感じている。
委員	例えば、資料２－２（１）表３については、定性的に記載があれば拾い上げていく形でデータ整理をしたと理解しているが、現況区分の評価の根拠は、全て数字で間違いないか。
事務局	今の時点では、数字の上がり下がりで評価している。ただ、過去の（議事録）を見ると、お話の中ではやっぱりもうそういう（数字の上がり下がりだけ）で（判断するのではなく、特記事項などに書かれている内容で）これはこの部分はっていう（判断をすべきという）ような話はされていたかと思う。
委員長	資料２－２（１）表２の「劣化+変質+消失 集計」は３８となっているが、表３の「劣化・消失・変質の要因」の合計は４２となっている。表３が地点の数ではなく、複数の要因を集計しているためである。
委員	ちなみにスポット№.６６の湿原については、資料２－２（１）表３では、「おおむね維持」で間違いないか。
事務局	そうである。「維持・おおむね維持と判定されたスポット数」に入っている。
委員	恐らくこの「維持」の数値が６から５になり、「劣化」が２から３になる。「湿原」８か所のうち３か所が、この短期間の中でなくなっている。「ため池」も約６０か所のうち２０か所がなくなっている。これらの変化はしっかり評価し、衰退が進んでいる結果を基に、今後どうしていくかは、かなり深刻な課題と感じる。
委員長	承知した。これまでは、「劣化」「維持」などの定義を数字で判断していたが、これからは、特記事項にあるような定性的な評価も含めて総合的に判断する形にして、点数で判断すると「維持」かもしれないが、特記を見ると、おおむね維持とは言い難く「劣化」と見なせるというような判断が必要と考える。

委員	そのような判断があってもいいと思う。
委員長	逆に言うと、他のスポットの評価に問題はないか懸念される。
委員	スポット調査の評価については、細かく評価されていると認識している。
委員	資料２－２（１）表３の合計値を見ると、「②人間活動の縮小（第２の危機）」の割合が非常に大きい。また、「①開発改変（第１の危機）」による影響もある。「①開発改変（第１の危機）」が起こる場所は、河川や孤立二次林など、街中の場所が多い。そこをどう保全していくかを考え、しっかり実践していくことが重要と考える。
委員長	このスポット調査の結果は、戦略を立てる上でも非常に重要なデータである。スポット№.６６は「劣化」として扱うべきと考える。評価の定義や表現については、検討してほしい。
委員	資料２－３のスポット№.６４の武田尾溪谷の特記事項に「県ＲＥＤ　Ｃランク」と書かれているが、正しくはＡかＢではないか。確認を求める。
委員長	現行戦略の３０ページには、武田尾峡谷Ａと記載されている。確認をお願いする。
事務局	承知した。
委員	資料２－４地点番号７２の御殿山中学校南の特記に「モウソウチクが勢力を広げている。クズが覆い始めている。」と記載があるので、ここの評価についても、確認してほしい。今後の戦略につなげるときに、学校の敷地内なのであれば、子供たちと一緒に取り組みをするなど、学校との連携を検討しても良いと考える。
	資料２－４地点番号１１２の御殿山中学校西の特記に「新たにグラウンドができ除草シート貼られたため植生はなくなっている」と記載がある。グラウンド整備で消失となっているが、この整備は市の事業として実施されたものか確認を求める。
	まちの中の緑をいかに保全するかが重要であり、庁内での調整をしっかりと行ってほしい。
委員長	ここは、現況消失、評価Ｄで、ランク外になると理解すればよいのか。ため池が消失して、手を尽くしても復元が難しい場所は、仕方がないと思うが、街中の自然は、回復させるなり、新たにつくる可能性もあると思う。
	スポットとして指定されている場所を、除草シートで覆って植生をなくしてしまうことは、非常に大きな問題である。むしろ回復させていくための措置を取った方が、意味はあると感じる。ランク外という記述も単純に評価Ｄで現況消失、だからランク外にするのではなく、位置なども考慮した上で判断した方が良い。
委員	気候変動で暑くなってきているので、まちの適温の観点から、過ごしやすくす

	るために、緑は本当に重要である。 神戸市は、「こうべ木陰プロジェクト」として、都心部に六甲山の木の移植を行っているが、一本の移植に多額の経費がかかっている。 まとまった森があると、そこで熱を蓄えるとか、冷たい空気を蓄えるような機能があるので、しっかり保全の措置をしていただきたい。 緑地の保全の制度で国交省がメニューをつくっているなので、その辺を活用していければ良いと考える。 宝塚市の場合、市街地の部分と西谷地区のような山間部にある二次的自然で、現在放置されているような場所の両方が課題となっている。
委員 事務局	資料２－４ 地点番号１１２は、中学校のグラウンドという認識でよろしいか。 資料２－４ 地点番号１１２のほうはそうである。道路があって、崖があって、上に学校がある。崖の部分に全部貼ってしまっている。そこが指定されていたということである。
委員 事務局	そこにコナラなどが生えていたということで間違いないか。 調査報告書の「植生」欄には「コナラアベマキ群集」と記載があるが、写真では、グラウンドと道路の高低差の部分のように見えるので、そんなにたくさん木が生えていたのか疑問を感じる。
事務局	捕捉すると、資料２－４ 地点番号１１２はグラウンドとして利用している場所ではなく、グラウンドと道路の間の斜面である。何故そこにシートを貼ったのかは不明である。
委員	雑草が生えるからだと推測する。 へびやマムシなどが生息している可能性もあり、小学校付近には「草むらに注意」などの注意喚起をしている所もある。
委員	資料２－４ 地点番号１１２の前回調査結果では、「市街地に残存する林。林縁は藪となっているが、大きな変化はない様子」と書かれている。
委員長 委員 事務局	そこには、かつては木が生えていて、それを伐採したということか。 何年か前に、空中写真を確認した際、そこは林であった。 学校の樹木に倒木の危険があるなど、やむを得ない事情がある場合は、伐採することも考えられるが、この場所については、伐採の具体的な理由が明らかになっていない。伐採等には経費もかかるので、何らかの理由があったものと思われる。担当課は、その理由を把握していると考えられるので、確認を行い、その結果については本委員会にも共有させていただきたいと思う。
委員	教育委員会としては、当該場所を重要な小生態系であるスポットとして認識していない、という理解でよろしいか。
委員長	宝塚市生態系レッドデータブックのスポット指定されている場所であることを、恐らく全く認識せずに対応してしまったのではないかとと思われる。

委員	写真の右側に、アカマツのように見える木が写っている。あの木が、おそらく以前はこちら側にも大きく張り出していたのかもしれない。アカマツは枯れる可能性が高い樹種でもあり、草が生い茂るのは好ましくないという考えもあって、伐採に至ったのかもしれない。
委員長	なぜこういうことになってしまったのかを調べてほしい。
事務局	承知した。
委員長	スポット調査については全て調査が完了したので、資料２－２（１）表１の「未調査欄」は、削除することで間違いないか。
事務局	その通りである。
事務局	先ほど委員からご意見のあった資料２－４ 地点番号 72 については、現在「おおむね維持」と評価されているが、実際は劣化と判断される内容なので、資料２－２（１）表２におけるＣランクの評価については「おおむね維持」を１件減らし「劣化」を１件増やすという修正でよろしいか。
事務局	そのように修正をする。
委員長	議題１（２）の審議は、ここまでとする。 次に、議題１（３）第３章以降について（基本理念・行動方針等について）の説明をお願いする。

議題１（３）第３章以降について（基本理念・行動方針等について）

事務局	まず、資料３－３は、国家戦略、兵庫県の生物多様性ひょうご戦略と、現行の生物多様性たからづか戦略の比較資料で、過去の委員会でも提示したものである。 次に、資料３－２は、「生物多様性たからづか戦略」の体系構成を示したものである。【現行】【現行施策の体系を整理した表】【改定案】の３段階となっている。 【現行】では「基本理念」、「理念」、「目標」、「行動方針」、「基本施策」、さらにそれに基づく「具体施策」といった階層構造になっており、本文中に３つの「理念」が述べられている。 【現行施策の体系を整理した表】は、【現行】の基本施策・具体施策がどの行動方針に基づくものなのかを整理したものである。具体的には、【現行】の基本施策「２．まちの中に自然を再生」「３.生態系ネットワークの形成促進」については、行動方針「生物多様性の恩恵を持続的に利用する」により適合すると考え、構成の見直しを行った。 更に、兵庫県や他市の戦略なども参考にしつつ、【改定案】を考えたので、説明する。 現行の基本理念『生物多様性を保全・育成・再生し、その恵みを次の世代へ引
-----	--

き継ぐまち「たからづか」は、戦略の核となる理念であり、戦略に必要と思われる主要な要素をこの文章は網羅しているので、あえて変える必要もないと考え、改定案としてもそこをさらに深掘りし、継承性を持たせるという意味でも、理念としてそのまま引き継ぐこととした。

現行の「目標」に代えて、改定案では「めざす姿」を明確に表現することを提案している。抽象的でありながらも、より明確なビジョンとして掲げることを目指し、兵庫県の戦略を参考に、以下の3点を掲げた。

1つ目が、「生物多様性が保全・再生され、ネイチャーポジティブ（自然再興）が実現されている」。2つ目として、「くらしと自然が調和し、自然の恵みが循環する社会がつけられている」。3つ目として、「生物多様性を学び、考え行動する機会が充実し、様々な主体が保全に参画している」。

まず1つ目の「ネイチャーポジティブ」は、「めざす姿」のワードとしては入りたいと思い、こういう表現とした。2つ目の「くらしと自然が調和し、自然の恵みが循環する社会」は、現行の戦略の目標にこれに似た記載があるので、それを参考に、こういった表現とした。3つ目は、機会が広がって、実践する場が多くなることは重要であり、様々な主体が参画することも大事と考え、こう表現をした。

その「めざす姿」を踏まえて、「行動方針」を3つ設定した。1つ目が「自然環境を保全・再生する」、2つ目が「自然と共生し、その恵みを持続的に利用する」、3つ目として「豊かな自然を守り、未来へつなぐ」。

基本的には現行の「行動方針」に沿った形で、この構成が、次に示す「基本施策」へとつながるよう整理した。

各行動方針に対し、3つずつの基本施策を設けた。内容は現行施策を踏襲しつつ、見直しや追加を行った。

例えば1つ目の「自然環境保全・再生する」の基本施策としては、県の施策を参考に「侵略的外来種の防除」を新設した。3つ目の「豊かな自然を守り、未来へつなぐ」の基本施策として、「生物多様性の教育推進」と「生物多様性を育む体制づくり」を統合し、「生物多様性を支える人材育成・体制づくり」とした。また、「生物多様性に関わる情報の収集・蓄積」を新設した。

今後、これらに基づいて「30 by 30の推進」「自然共生サイトへの登録推進」「情報収集・蓄積の仕組みづくり」など個別施策の具体化を進めていく必要がある、委員の皆さまからのご意見を伺いながら検討を進めたいと考える。本日は、「理念」、「めざす姿」、「行動方針」、「基本施策」といった体系について、改定案として提示した。

委員長

説明いただいた内容は、この戦略の改定版をどのような構成で策定するかという点に深く関わる、非常に重要な部分であり、今後の議論が大変重要になると

	思う。 ただいまの事務局からの説明について、ご意見やご質問など、お聞かせいただきたい。
委員	育成や保全は当然メインとして取り組むべきものだと思うが、たとえば神戸市が行っているような「利活用」の視点も、どれだけできるかはわからないが、工夫して項目として盛り込めないかと考えている。実際にどれほど資源があって、どう活用できるかは未知数だが、そうした視点も重要と考える。
事務局	「利活用」というのは、行動方針でいうと「自然と共生し、その恵みを持続的に利用する」といった真ん中の方針の部分をとということによろしいか。
委員	そのとおりである。持続的に利用するという部分である。
事務局	おっしゃるとおり、その点はこれまでやや弱かった部分なので、兵庫県の戦略なども参考にして、たとえば「まちに緑があること自体が共生であり恩恵を受けている」という考え方を含めて整理しています。 委員ご指摘のような点についても、今後、具体的な施策にどう落とし込めるかを検討したい。「基本施策」でいうと、4〜6あたりが近いかと思うが、どの辺のイメージを持たれているのか。それとも新たな項目の検討も含めて、整理が必要かと考えているのか。
委員	具体例としては、県有林などで木を伐採した際、原則的には商売に使えないとされている一方で、たとえば福島では「薪の駅プロジェクト」の事業の中で間接的に利用していたり、アルバイト的に薪を作って売っている例もあるようだ。 現場では、実際に伐採した方が薪を販売したいと思っても、それが制限される場合もある。まだ薪が大きな資源とは言えないにしても、保安林なども含めて、市が仲介するなどして一定の販売ルートを整備することで、地域資源を循環させるような取り組みが可能ではないかと考える。 たとえば東北の一部では、自治体と個人で利益を分けるような仕組みもあるようだ（実際の運用は様々だと思うが）。そのような、「里山の本来の使い方」ができるような仕組みづくりについても、検討してはどうかと考える。少し具体的に言い過ぎたが、趣旨としてはそういうことである。
事務局	今ご指摘いただいた点については、「基本施策 6」の中でも特に（2）にあたる「産業の推進」に近い内容かと思う。 今後、中身の詳細を検討する中で、いただいたご意見をしっかり踏まえ、より実効性のある施策として整理したい。 また、「理念」についてですが、今回の改定案では、現行戦略の「基本理念」をそのまま継承する形とした。これは、兵庫県や国の戦略と比較しても、現行の理念文には「保全・再生」「持続的利用」「次世代への継承」の3要素がすでに

	すべて盛り込まれており、内容的に十分網羅されていると判断したためである。言葉を一部変更する案も検討したが、継承性の観点からも、現行文を活かす方針とした。この点について、ご意見があればお伺いしたい。
委員長	「理念」について、ご意見をお願いしたい。
委員	前もお話ししたと思うが、私は変えなくても良いと考える。
事務局	「めざす姿」については、現行の戦略は、理念や目標、行動方針が「保全・再生」「利用」「つなぐ」という3つの要素に近い形になっており、これらをもう少し具体的にイメージできるようにしたいと考えた。現行の戦略は「理念」・「目標」・「行動方針」が似ているので、「理念」と「目標」は「めざす姿」として、具体的な言葉で形づくり、「行動方針」で3つに分かりやすく分け、「基本施策」につなげ、全体の構成が分かるよう構築をした。
委員	②に「循環する社会がつくられている」という表現があるが、これは「社会」という言葉よりも「まち」といった表現のほうが適切と考える。また、③の「様々な主体が保全に参画している」という部分については、保全に限らず、再生や地域資源の活用に関する活動も含めることができれば良いと考える。参画する主体に関して、もう少し幅広い視点を持って表現していただけると良いのではないか。
事務局	保全に限定しない形で、再生や地域資源の活用を含むという点は柔軟に対応したい。
委員長	「理念」と「目標」を「めざす姿」として統一する形は、構成上特に問題はないという考えで間違いないか。 以前は「共生」「循環」「参加」などのキーワードを使い、そのコンセプトを強調している。今回の「めざす姿」の中でも、何かこうした端的なキーワードを挙げることで、イメージがより明確になるのではないか。「めざす姿」という形で、具体的な内容を述べることは重要だが、まずは「共生」「循環」「参加」などのキーワードを再度見直してみてもよいのではないか。
事務局	確かに、イメージが湧きやすく、端的に伝えるキーワードは重要と考える。例えば、「めざす姿」①なら「自然再興」や「ネイチャーポジティブ」など、具体的な言葉の選定について再考し、より分かりやすい表現を考えたいと思う。
委員長	「めざす姿」②の「自然の恵みが循環する」という表現に関して、循環という言葉が少し抽象的で、どのように循環しているのかがわかりにくいと感じた。「自然の恵みを持続的に利用する」といった表現のほうが理解しやすいのではないか。
事務局	承知した。その点については、もう一度表現を見直したいと思う。現在の戦略にも同様の表現があったため、それを参考にしたと記憶しているが、もし違和感があれば、他の言い回しを検討したい。適切な言葉を提案していただけると

	ありがたい。
委員	「自然環境を再生する」もしくは「自然を再生する」でも良いと考える。
事務局	「自然環境」は結果みたいな気がするので、「自然」を使った方が良いように感じる。
委員	「行動計画」の3つ目の「自然を守り」という表現を「生態系を守り」という言葉を入れてみても良いと思う。
事務局	旧施策1は「生態系」という言葉を使っている。我々のレベルでは、「生態系」と「自然」と「多様性」のあたりの使い分けが難しい。
委員長	文脈によって使分ければ、意味のずれは少ないと感じる。流れがあれば、自然と言っても、生態系と言っても、自然涵養と言っても指しているものはそんなに変わらないような気がする。
委員	ただ、見る人のインパクトとしては、「自然」のイメージと「生態系」のイメージが分からないから、逆にこれは一体どういうことなんだという気づきにつながると考える。
委員長	確かに「生態系」はかなり広い意味であるので、しっかりそれを意識して使ってもらえれば、生態系でも良いと思う。
事務局	県の戦略が「自然環境」と使っていたので、その言葉を使ったが、「自然環境」ではなく「自然」にした方ほうが良い気もする。そうすると「行動方針」に統一感はある。
委員	ただ、「自然」という言葉はあまりにも漠然とし過ぎているとは感じるので、もっと意識づけた「自然」であるべきという気がする。
委員	確かにそう感じる。
事務局	ちなみに現行の戦略は全部「生物多様性」になっている。この戦略のタイトルでもあるので、今回はその言葉は避け、「自然」に置き換えたが、そこを統一することは気にしなくても問題ないというご意見で間違いはないか。今後も会議は予定しているので、本日その部分が決まらなくても問題はないので、もう少し検討させていただきたい。
委員	活動の方が大事なので、多少表現が違ってても、問題はない。
事務局	基本施策は、少し変えたところがあるが、大きくは変わらなければ、それに沿ってこれから施策を考えていくので、支障はないと考える。
委員	行動方針の3つ目に関して、内容としては保全と重なる部分があるように見受けられる。具体的には、「守る」という意味が保全に近いと思うので、もっと「学び」や「関わり」という要素を強調する形にすると、より明確になると思う。
事務局	承知した。文言について、再考してみる。
委員長	「参画」という言葉が出てくるが、もっと「みんなで取り組む」というニュア

事務局	ンスを強く打ち出す形で表現を工夫すると、より伝わりやすくなると思う。 「参画」の部分にもう少し具体的なイメージを盛り込む形で、言葉を工夫したい。
事務局	基本施策に関しては、いくつかの点で再編成を行った。特に、「侵略的外来種の防除」を新たに格上げし、より重視する形にした。また、行動方針の2つ目の「持続的に利用」という点では、これまで手薄だった部分を強化し、「まちの中に自然を再生」や「生態系ネットワークの形成促進」を含める形にした。緑と水であったり、河川・道路などについて、1つ目の「保全・再生」に組み込むことも考えたが、県の戦略を参考に、こういう形で基本施策を組み直した。さらに、3つ目の「つなぐ」についても、教育や体制づくりを含めて具体的な施策に結びつけるようにした。「情報の収集・蓄積」は、県の戦略にはなかったが、他市の戦略を研究する中で必要と考え、新たな基本施策として打ち出し、施策も考えた。 また、具体的施策には、「30 by 30」や、「自然共生サイト」なども盛り込んだ。基本施策・施策について、御意見をいただきたい。
委員長	ひょうご戦略には「防災・減災」が入っている。「たからづか戦略」には生態系を生かした取組、その観点というのがないように感じる。「自然と共生し、その恵みを持続的に利用する」ところでも、防災の問題は大きな問題である。宝塚市には、武庫川もあるので、結構重要な課題と思うので、その視点も入れると良いと思う。
事務局	河川の問題だと、防災を重視すると岸を固めてしまう方向になる心配もあるが、戦略策定支援委託事業者とも一緒に考えていきたいと考える。
委員	市の戦略なので、県の立てつけと必ずしも一緒でなくても良いと考がえる。 スポット調査の結果にもあったが、まちの緑をどう保全するか、農地とその周辺の環境をどう管理していくか、人が手を入れられる状態を維持していくかが、市の場合大きな課題だと思う。そういう意味では、そもそも農業を残していかないといけないし、農業を残していこうと思ったら、西谷をはじめとする地域をどう持続させていくかが、最大のテーマなのかなと思う。
委員	今の大規模集約化の方向の動きからいくと、どう考えても中山間地は潰されていく。特に細い棚田などは、潰されるというか、何の施策もなしに放置されていくのが現状だと思う。 基本施策「6.生物多様性の恩恵利用」のところに「(1) 有機・減農薬栽培と地産地消の推進」とあるが、これだけで足りない。水路を改修する場合は環境配慮型にしなければならないというような施策を打ち出す必要があると考える。例えば、丹波篠山市は、「ささやまの川・水路づくり指針」の中で、水路を整備する時は、コンクリートブロックなどの使用を抑えなければならないという形

	に変わってきているようである。
委員	地域の農家を守ることが、ひいては生物多様性につながる。
委員	多面的機能交付金は、本来は地域の自然や生態系の多様性を守るために活用されるべきものであるが、実際には水路強靱化の方にしか使われていないのが現状である。「生物多様性や自然環境への配慮」について意見をしても相手にされないから、私はそこから抜けている。
	省力化の方向に進む中で、効率的にドローンを使用して、プラスチックコーティングした肥料や、除草剤を撒いていく。農水省のガイドラインでは被膜殻の流出防止についても示しているが、ドローンによって撒かれたコート剤は、全部川下川へ流出しているのが実態である。
委員	農地保全的な課題と絡めて、基本施策に入れ込んでほしい。
	基本施策「6.生物多様性の恩恵利用」という表現が行動方針とほぼ一緒になっているので、「里地里山の利用」など、もう少し具体的な内容にさせていただくのが良いと思う。
事務局	現行戦略の基本施策「1.生態系の保全・再生」に書かれている「田園地域・里地里山保全」を【改定案】記載漏れしていることに気づいた。
	基本施策「6.生物多様性の恩恵利用」については、言葉を工夫しつつ、「田園地域・里地里山保全」の組み込む場所についても、再検討したい。
委員長	農地の保全というのは非常に大事であり、恩恵利用とも絡むし、減災とか防災としても水田は大きな意味があると思うので、よろしくお願いします。
事務局	承知した。
事務局	委員が言われたスポット調査というのは、大事なことだと認識し、【改定案】では行動方針「豊かな自然を守り、未来へつなぐ」の中に「情報収集・蓄積の仕組みづくり」を盛り込んだ。
	また、「意識改革」については、現行戦略では「恩恵利用」に記載しているが、「普及啓発」の方へ移動させ、どのように関心を持ってもらうかというところで立てつけているが、この辺りはこれから作り込みながら精査していく。
	「理念」や「めざす姿」の具体文章は、本日いただいた御意見、御指摘を踏まえて、次回の委員会までに案を作成したい。
事務局	次回の会議では、「理念」などは、状況や背景踏まえ具体的に戦略に落とし込んだものをお示ししたい。
	可能であれば、基本施策「1.生態系の保全・再生」の「施策」の書きぶりも見ていただき、御意見をお聞きし、スタイルを決めていきたいと考えている。
委員長	次回は、施策の中具体的な取り組みについて、示されるという理解で間違いなか。
事務局	間違いはない。

委員長	ほかにご意見はよろしいか。
委員	基本施策「1.生態系の保全・再生」の「30 by 30の推進」と「自然共生サイトへの登録推進」について、「30 by 30の推進」は、実際の管理や保護をすることだが、「自然共生サイト」の方は、結構幅広くいろんなところに関わってくると思う。例えば、行動方針2つ目の「自然と共生し、その恵みを持続的に利用する」中の基本施策「4.まちの中に自然を再生」や、農地も環境配慮型で生物多様性に貢献していたら、OECMとして認定を受けることができるので、基本施策「9.生物多様性を支える人材育成・体制づくり」に入れ込んだ方が良いと思った。
委員	「自然共生サイト」という言葉がなくなるので、「OECM」とするか。
事務局	「自然共生サイト」は、現在登録されているところは、今は使用できるが、今後登録する場合の名称は正式には決まっていない。
委員長	書き方、配置について、検討する。
	まとめのような形で基本施策「9.生物多様性を支える人材育成・体制づくり」「4.自然共生サイトへの登録推進」とする感じが良いかもしれない。
	いずれにしても、OECMなりをどれだけ確保できるかは非常に大きな問題と思う。
	議題1(3)の審議は、ここまでとする。次に議題2について、事務局からお願いする。

議題2 その他

事務局	環境基本計画及び生物多様性たからづか戦略の策定支援業務については、昨年度の基礎調査業務に引き続き、ひょうご環境創造協会と委託契約を締結した。今後は、必要に応じ、生物多様性たからづか戦略策定委員会や環境審議会にも出席していただく予定としている。
	次回の日程については、7月の中旬から下旬ぐらいに開催できればと考えているが、進行状況を見ながら、また相談させていただきたい。
委員長	本日予定していた議事は以上となる。本日の委員会を閉会する。